○経済産業省国土交通省令第一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（身分を示す証明書） **第十条**　法第三十四条第五項の証明書は、様式第七によるものとする。ただし、同条第二項から第四項までの規定（都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者（都道府県知事又は指定都市の長に限る。）の事務に係るものに限る。）に係るものについては、様式第七の二によることができる。	（身分を示す証明書） **第十条**　法第三十四条第五項の証明書は、様式第七によるものとする。
第二十三条　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～八　［略］ 2　［略］ 3　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～三　［略］	**第二十三条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～八　［略］ 2　［略］ 3　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～三　［略］
第三十二条　［略］ 2　前項の調書には、次の事項を記載しなければならない。 一～九　［略］	**第三十二条**　［略］ 2　前項の調書には、次の事項を記載し、議長が、署名押印しなければならない。 一～九　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	